

苫前町の漁業を担う新規漁業就業者を確保するため

「苫前町新規漁業就業者支援事業」

を令和3年4月から開始します

苫前町の漁業を担う新規就業者を確保するため、令和3年4月1日より『苫前町新規漁業就業者支援事業』を実施します。助成対象者については、北るもい漁業協同組合苫前支所経由で苫前町に申請書を提出していただくこととなります。

助成対象者

○新規漁業就業予定者

町に住所を有し、新たに北るもい漁業協同組合の組合員の資格を取得し、町内で漁業経営をしようとする者

○新規漁業就業者

町に住所を有し、北るもい漁協の組合員の資格を取得した日から1年以内で、既に町内で漁業経営をしている者

○上記以外の条件

町税等を滞納していないこと、北るもい漁協が推薦する者であること、国等の漁業育成に関する補助金の対象となっていないこと、暴力団と密接な関係がないこと等。

助成の主な内容

事業名	対象者	助成対象経費	助成額	支給条件
漁業研修資格取得支援事業	・新規漁業就業予定者 ・新規漁業就業者	交付申請日前1年以内の総合研修における研修受講料、宿泊施設使用料、その他研修に要した経費及び漁業資格取得に要した経費	30万円以内	・北るもい漁協が推薦する者。 ・総合研修の受講を修了した者又は漁業資格を取得した者(ただし、漁業資格取得の種類は総合研修で取得可能なものと同等のもの。) ・助成額は、助成対象経費の1/2以内とし、上限30万円と比較していずれか低い方の額を助成額とする。 ・交付は1回限り。
漁船・漁網等購入支援事業	新規漁業就業者	交付申請日前1年以内の漁船購入、漁網漁具購入、艀装に要した経費	50万円以内	・北るもい漁協が推薦する者。 ・漁船・漁網等を購入した者。 ・助成額は、助成対象経費と上限50万円と比較していずれか低い方の額を助成額とする。 ・交付は1回限り。
漁業定着奨励事業	新規漁業就業者	生活費等	30万円	・北るもい漁協が推薦する者。 ・漁業経営を継続する意思のある者。 ・助成額は、30万円とする。 ・交付は1回限り。

■お問い合わせ、書類請求

苫前町 農林水産課

078-3792 苫前町字旭37-1 苫前町役場 2階

☎ 0164-64-2314 メール suisan@town.tomamae.lg.jp

